

今回のご説明の趣旨

- 現在、ご審議頂いているのは吉野町新庁舎設置場所についてであるところ、
新庁舎に関するより具体的な内容等については、
今後、基本構想や基本計画を策定する中で検討を進めていく予定である。
- 一方で、10月20日の総務文教厚生委員会において、各委員から、
より具体的な新庁舎のイメージ等に関するご質問を頂いたことや、
町民の皆様に将来の行政サービスのあり方について、少しでもイメージを共有できるよう、
町として検討した内容をお示ししたい。
- 加えて、先日の委員会でご質問を頂いた事項についても、資料としてまとめたところ。
- 現庁舎の状況を踏まえ、将来イメージ、コスト、災害時の業務継続等の観点も含めながら
町民の安全安心を守ることができる場所への移転を速やかに進めて参りたい。

1. 新庁舎の具体的なイメージについて

2. 前回委員会における質問・意見への回答等

2－1. 耐震壁を含む改修の必要性について

2－2. 上記以外の論点について

新庁舎移転後の行政サービスのあり方（イメージ）

新庁舎の理念

- ①町民の安全安心、災害時に危機管理対応を果たす「防災指令拠点」としての機能。
- ②高齢化等を見据え、デジタル技術等を活用した行政サービスの拠点づくり。

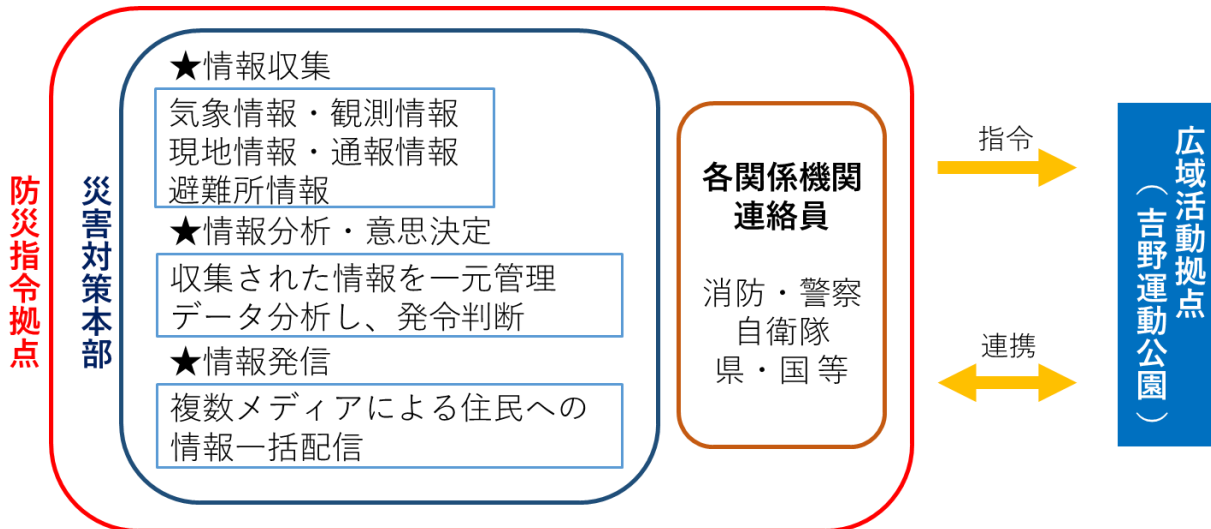
<中長期的視点も含めた基本方針>

- ・ 災害リスクを分散し、本庁舎以外でも住民ニーズの高いサービスが受けられる環境作り
⇒ 広域活動拠点、受援計画指定施設、スポーツ施設である吉野運動公園と連携を図る観点から、避難所や自家発電設備等のバックアップ機能等、可能な範囲で複合的な機能を備えた災害に強い施設とする。
 - ・ 「デジタル社会形成基本法」等をはじめとする国の流れを受け制定した「吉野町デジタル変革条例」の趣旨に基づき、誰もがデジタル技術の恩恵を受けられる社会へ
 - ・ いわゆる2040年問題を踏まえ、人口減少・職員数の減少を見据えた業務改善等
⇒ DXによる効果を見据えたサービスの提供を行う。
- 吉野北小学校に庁舎を移転した場合においても、**分散型の行政サービスの提供を行い、町民の利便性に資することができないか検討**する（P5参照）。

防災指令拠点とは

防災指令拠点とは

- 災害時には、災害対策本部が組織され、町長をはじめ職員が参集し、気象状況や被害状況等の情報収集、関係機関との調整、活動方針や住民への情報伝達内容の決定など、災害対応に係る意思決定を行う必要がある。
- また、大規模災害時、広域活動拠点（吉野運動公園）に集結した関係機関（消防・警察・自衛隊・県・国など）が連携を図りながら活動するため、災害対策本部へ連絡員が参集し、災害対応について協議・連携する必要がある。
- つまり、防災指令拠点とは、災害対応に係る意思決定がなされ、各機関への指令が発出される拠点施設である。



（災害指令拠点のイメージ）

分散型行政サービスとして考えられる例

旧吉野北小学校（新庁舎）



安心
安全

町民の命を守る防災指令拠点

行政サービスの
分散・連携

総務課・政策戦略課・町民税務課・協働のまち推進課・
産業観光課・農林振興課・暮らし環境整備課（水道を除く）・
議会事務局
会議室（災害時の防災指令拠点スペース）
防災無線・自家発電設備等 災害時活用資機材

吉野運動公園



災害時 広域活動拠点施設
受援計画指定施設 広域避難所

長寿福祉課

飯貝庁舎

中央公民館



従来どおり公民館機能を存続。教育委員会（教育総務課・生涯学習課）
窓口業務の一部機能設置
各種申請、交付、納付業務
（住民票、印鑑証明、戸籍、税証明、公共料金、手数料納付 など）

⇒公民館に数名、職員を配置し、窓口機能を構築する場合には、
既存の空間を有効活用することで、対応可能ではないか。

⇒また、窓口機能の分散は、災害時の業務継続の観点からも有効。

1. 新庁舎の具体的なイメージについて

2. 前回委員会における質問・意見への回答等

2－1. 耐震壁を含む改修の必要性について

2－2. 上記以外の論点について

耐震壁を含む改修の必要性について①

前回委員会でのご質問事項

中央公民館のような（現庁舎に比べて）新しい建物を庁舎とする場合においても、耐震壁を含む改修が必要なのか。

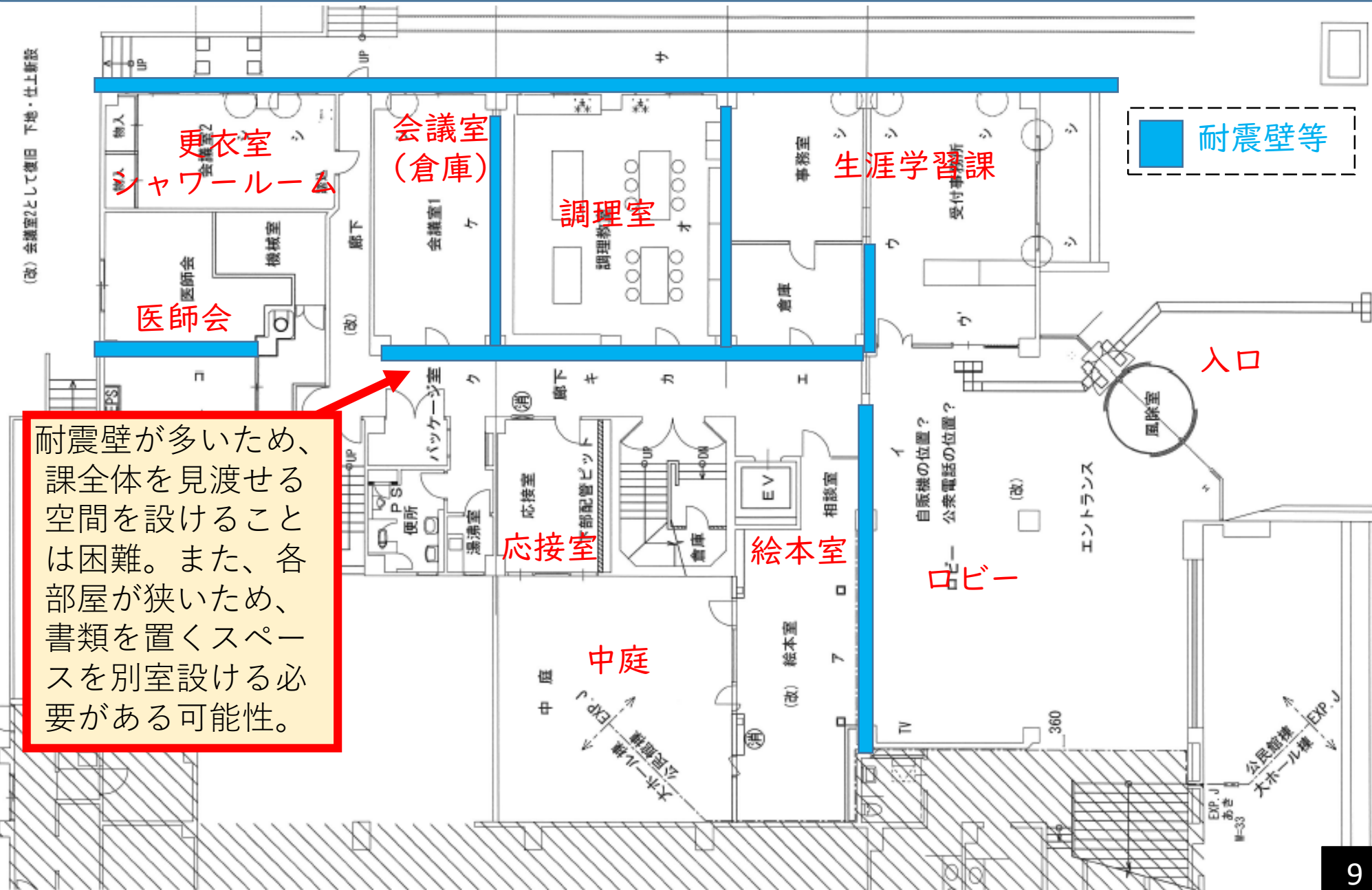
検討の前提

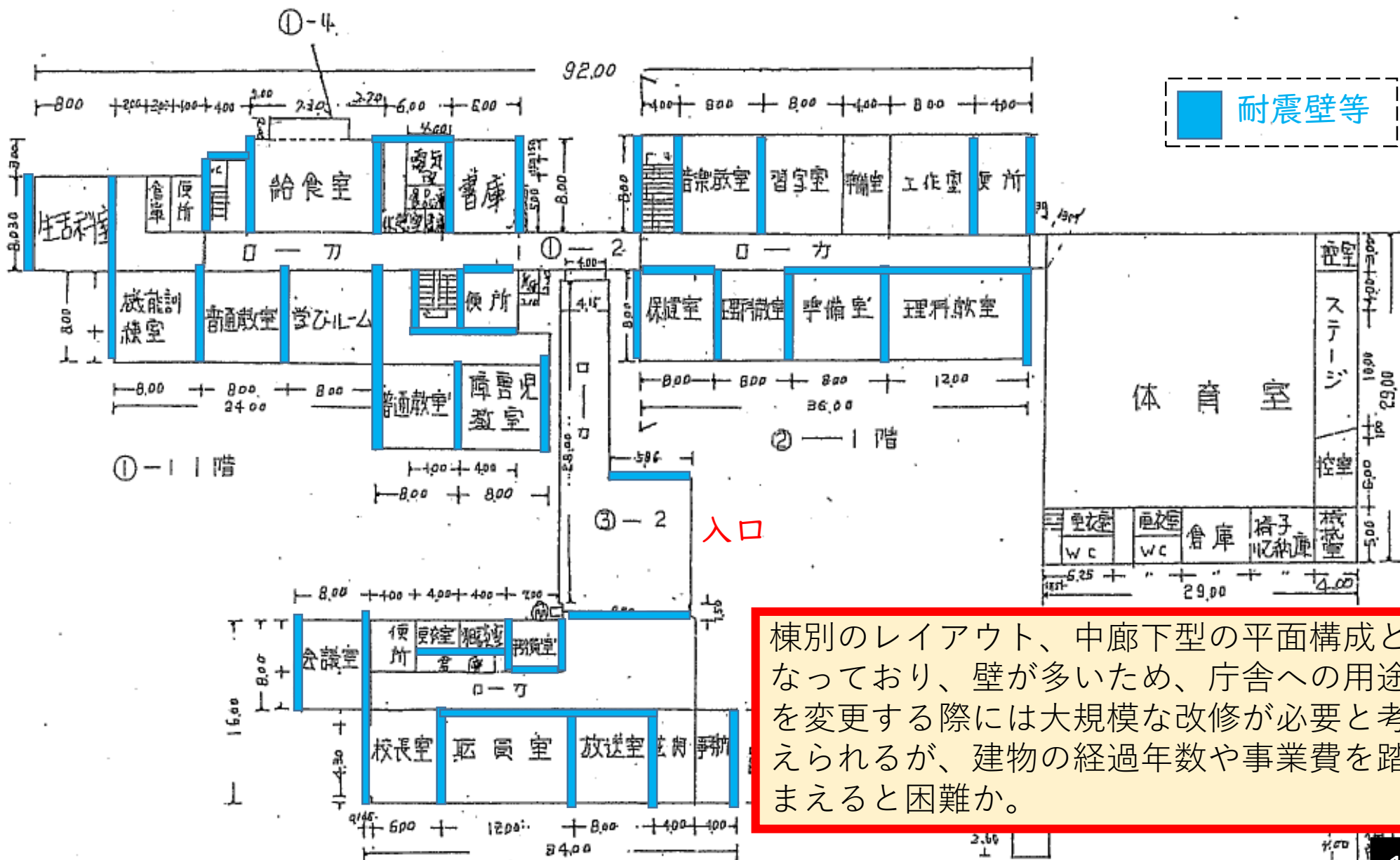
- ①中央公民館のほか、②旧吉野小学校、③旧吉野北小学校それぞれを庁舎とする場合、耐震壁を含む改修が必要なのか検討する。
- 耐震壁を含む改修が必要かどうかは、建物の築年数のみならず、改修後のレイアウトや用途変更の必要性等の観点から判断されるものであり、具体的には、今後、基本構想や基本計画を策定する中で検討を進めていく予定である。
- しかしながら、大前提として、庁舎として適切な機能を備えるためには、特に、町民税務課（約180㎡程度）のような住民票・戸籍・年金といった、町民サービスに密接に関係する窓口業務を1階の入口付近に集中配置し、職員が切れ目なく対応出来る動線（見通せる空間）が必要であるため、今回は、①～③の施設において、耐震壁を含む改修を行わず、このような機能を備えることができるかどうかを中心に検討する。

耐震壁を含む改修の必要性について②

検討

- 中央公民館、旧吉野小学校、旧吉野北小学校の3施設をそれぞれ庁舎とする場合、現在のレイアウトを大幅に変更することなく（耐震壁を触らずに）庁舎機能に移転することが可能か検討した（各施設の1階レイアウトについては、P9~P11のとおり。）
- ① **中央公民館**は、各部屋が狭く、現状、課全体を見渡せる空間を設けることは困難。また、耐震壁を触らない場合、各課をそれぞれの部屋に配置した上で、場所によっては、書類を置くスペースを別室に設けることになる可能性がある。
- ② **旧吉野小学校**は、入口付近に広い部屋がなく、棟別のレイアウト、中廊下型の平面構成となっており、廊下に面した部分も含め、壁が多いため、庁舎への用途を変更する際には大規模な改修が必要と考えられ建物の経過年数や事業費を踏まえると困難。
- ③ **旧吉野北小学校**は、他の2施設と同様、耐震壁を有しているが、入口付近に広い部屋とスペースがあるため、見通しの良い窓口機能を配置することができる可能性が高い。
また、それ以外の部屋についても、廊下に面する壁が耐震壁でないこと、天井が高いこと、開放感のある作りとなっていること等から、待合スペースを含め、ゆとりのある空間を構築できる可能性が高い。
- また、これまで、便宜的に、全てのケースにおいて大規模改修を行うと仮定し、事業費の概算を算出してきたところ、大規模改修を行わない場合の価格について、現時点で算出することは困難であるため、基本構想や基本計画を策定する中で検討を進めていくこととしたい。





棟別のレイアウト、中廊下型の平面構成となっており、壁が多いため、庁舎への用途を変更する際には大規模な改修が必要と考えられるが、建物の経過年数や事業費を踏まえると困難か。

1. 新庁舎の具体的なイメージについて

2. 前回委員会における質問・意見への回答等

2-1. 耐震壁を含む改修の必要性について

2-2. 上記以外の論点について

中央公民館に関する整理①

中央公民館の利用状況等について

- 中央公民館は、コロナ前で年間延2万人が利用する施設である。また、庁舎と異なり、サークル活動等を行う町民が、定期的・継続的に利用する施設であるという特徴がある。
- 中央公民館全体を庁舎とした場合、現在の中央公民館を移転（要条例改正）する必要がある、二重に経費負担が生じる。

防災拠点としての機能

- 緊急車両の進入等に関して、周辺道路が狭いという点は吉野北小学校と同様だが、道路の拡幅が必要と判断された場合においても、周辺に家屋が多い等の課題がある。

大ホールの取り扱い

- 中央公民館を庁舎として整備し、
 - ① 大ホールを残す場合、庁舎機能が更に手狭となり、また、公民館機能と大ホール機能が離れ、その管理等が困難になるという課題がある。
 - ② 大ホール部分も庁舎とする場合、大ホールを別の場所に移転する必要があるが、
 - ・ 中央公民館は中核避難所に指定されており、大ホールまで庁舎にすると、周辺住民にとっての中核避難所が失われることが課題となる。
 - ・ また、その機能（照明・音響等）と広さを備えた設備を別途整備しなければならないという課題がある（旧吉野北小学校の体育館をそのまま使用することは困難であり、一定程度の改修が必要。）。

中央公民館に関する整理②

駐車場の確保

- 中央公民館を庁舎とした場合、現庁舎跡地を駐車場とすることも考えられるが、約45台程度駐車可能となることが想定される。
 - 加えて、道路を拡幅し、災害時に緊急車両を駐車した場合には、災害対応職員が駐車できるスペースが更に減少する。
- ※河川敷の駐車場（85台程度）は浸水の可能性があり、現在、災害時に参集する職員は、吉野運動公園に駐車し、役場までバスで輸送している。上記の対応では、迅速な災害対応に支障が生じていることについて解消できない。

町以外の入居施設

- 現在、吉野町中央公民館に入居している施設と面積は以下のとおりであり、仮に、中央公民館全体を庁舎とする場合には、県施設等（太字部分）との調整が必要となる。

階数	面積	入居施設
5 階	245㎡	図書室、閲覧室、和室
4 階	250㎡	教育長室、教育総務課、応接室、教科書センター
3 階	295㎡	吉野福祉事務所、中南和県税事務所吉野窓口センター、書庫、所長室
2 階	679㎡	第1～4研修室、 吉野青年会議所 、大ホール
1 階	489㎡	中央公民館受付（生涯学習課）、 吉野郡医師会 、調理室、第1・2相談室、ロビー、ホワイエ

旧吉野小学校に関する整理①

洪水対策等に関する国の流れ

◆平成27年 水防法改正

洪水に係る浸水想定区域について、想定しうる最大規模の洪水（おおむね1000年に1回程度の災害）に係る区域に拡充して公表することとされた。

◆平成30年 西日本豪雨を踏まえた「防災・減災・国土強靱化 3カ年緊急対策」

樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水氾濫の危険箇所等の緊急点検を行い、洪水氾濫による著しい被害が生ずる等の河川について、樹木伐採・掘削及び橋梁架替等の緊急対策を実施することとされた。

◆令和3年 流域治水関連法施行

令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等を踏まえ、気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で1.1倍、洪水発生頻度は2倍になるとの試算。

ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、国、流域自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の実効性を高める法的枠組を整備。

○ これらを踏まえ、災害対策本部の機能を備え、町民の安全安心を守る重要な施設である庁舎は、他の施設以上に安全性を確保することが必要であり、浸水想定区域に移転することは避けるべきであると考える。

○ なお、旧吉野小学校は、2047年に目標使用年数を超えることから、庁舎として整備した場合においても、20年程度で建替を行う必要があることは9月議会資料においてもお示ししたとおりである。

旧吉野小学校に関する整理②

災害対策本部としての機能

- 「仮に吉野小学校が浸水したとしても、3～4mということであれば、電源施設を上階に上げるなどすれば、庁舎として十分使えるのではないか」とのご指摘について。
- ⇒ 2階以上に災害対策本部を立ち上げた場合においても、災害対応は庁舎内のみで行うものではなく、状況確認や物資の運搬等、現場での対応が必要となる。浸水した建物の上階において、災害対応を行うことは現実的ではない。
- また、防災本部等の機能を有する庁舎の設備は、非常時でもその機能を果たす必要があり、これらの重量機器を屋上階に乗せることになれば、建物全体に対して耐震診断と補強工事が必要となる可能性がある。

【防災拠点施設が被害を受けた例】

- ・ 台風18号等による大雨により、浸水想定区域に位置していた茨城県常総市役所本庁舎が浸水し、非常用電源設備が使用不能に（平成27年9月）
- ・ 台風19号等による大雨、暴風等により、浸水想定区域に位置していた宮城県丸森町役場の庁舎周辺が冠水し、アクセス困難な状況が継続し、通信手段が防災無線にのみ限られる時間が継続（令和元年10月）

旧吉野小学校に関する整理③

民間利活用について

- ① 先日の議会において、「民間利活用のプロポーザルについて、庁舎と全く並行して進めていくことは難しいが、トータルで考えられるような話ができないか」との趣旨のご意見があったところ。
- 各事業者が旧吉野小学校の利活用の可能性をどう検討しているか、アイデア権の問題から、その詳細について公表を控えていたが、町民の方からのご質問を踏まえ、外部有識者からも意見を聴取し、慎重に検討した上で、10月20日に詳細の回答を行ったところ。

導入の可能性のある施設	件数
飲食系施設（カフェ、レストラン）	8
物販系施設（農産物直売所、お土産店、スーパー）	9
業務系施設（サテライトオフィス、テレワーク用貸出スペース）	8
子育て支援系施設（学習塾）	1
医療・福祉系施設（介護福祉施設）	3
宿泊系施設（簡易宿泊施設、合宿所）	8
スポーツ系施設（フットサルコート、スポーツジム）	4
その他	2

※赤字部分が10月20日に新たにお示しした部分

※なお、上記の施設について、それぞれ単体ではなく、1つの事業で複合的施設の可能性が示されたものもある。

旧吉野小学校に関する整理④

- サウンディング調査の結果を踏まえ、実際にどのような形で利活用を行うかについては、今後、予算計上し、プロポーザル方式による事業者提案を受ける中で検討する必要がある。
- また、事業者の検討期間等も考慮し、一年程度の準備期間が必要であり、検討に当たっては、各事業者も予算をかけた上で作業を行うため、民間活用ができるかどうか、未確定な状態で事業者提案を実施することは困難である。
- 一方で、サウンディング調査を行ったのは、令和3年度であり、一般論として、事業者提案の実施時期が後ろ倒しになるにつれ、サウンディング調査に参加した事業者とのマッチングが難しくなるという課題がある。

旧吉野北小学校に関する整理

<周辺道路の改良経費について>

- 吉野北小学校への進入経路の拡幅の必要性については、多くのご質問を頂いたところ。
- 災害時において、庁舎は緊急車両の侵入経路となるため、**必要となる道路の改良工事については、緊急防災・減災事業債の対象**となる。

※用地の取得についても、用地の取得と併せて造成事業または設計を行うもので、次年度に施設建設が確実に行われる見込みのある場合は起債対象となる。用地費には、用地買収に伴う補償費、整地費、造成費、用地の取得に当たって直接必要となる交渉費、測量費その他必要な諸経費も対象となる。

(令和4年度地方債同意等基準運用要項)

⑤緊急防災・減災事業債

ア 緊急防災・減災事業債については、次に掲げる事業を対象とするものであること。

e 避難路・避難階段（**避難経路や緊急車両の進入経路**等災害時において、避難するために特に必要な道路や階段の新設・改良等。）

緊急防災・減災事業債とは

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備等を対象とする地方債である。

地方交付税算入率70%

地方債充当率100%